

# 短期入所療養介護重要事項説明書

令和 7年 4月 1日

## 1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 平川病院
代表者名	理事長 平川 浩明
所在地・連絡先	住所 佐賀県唐津市山本644番地5 電話 0955-78-0026 FAX 0955-78-2200

## 2. 事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設 アメニティきゅうらぎ
所在地・連絡先	住所 佐賀県唐津市巖木町岩屋505番地 電話 0955-51-5222 FAX 0955-51-5220
事業所番号	4151480029
管理者の氏名	岸川 正彦

## 3. 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (2) 運営方針

- 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることが

できるよう努める。

- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

### (3) その他

事 項	内 容
従業員研修	施設内外の研修を行っています。

## 4. 事業所の概要

### (1) 構造等

建 物	構 造	鉄筋コンクリート平屋建
	延床面積	3 2 9 5 . 0 2 m <sup>2</sup>
	入所利用定員	7 0 名

### (2) 居室（一般棟）

居室の種類	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
従来型個室	3	10.87 m <sup>2</sup> （ 10.87 m <sup>2</sup> ）	常夜灯・ナースコール・車椅子対応身障者用トイレ・洗面所
二人部屋	1	18.95 m <sup>2</sup> （ 9.47 m <sup>2</sup> ）	常夜灯・ナースコール・車椅子対応身障者用トイレ・洗面所
四人部屋	1 0	34.47 m <sup>2</sup> （ 8.6 m <sup>2</sup> ）	常夜灯・ナースコール・車椅子対応身障者用トイレ・洗面所

### 居室（認知棟）

居室の種類	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
従来型個室	5	10.07 m <sup>2</sup> （10.07 m <sup>2</sup> ）	常夜灯・ナースコール・車椅子対応身障者用トイレ・洗面所
四人部屋	5	34.47 m <sup>2</sup> （8.61 m <sup>2</sup> ）	常夜灯・ナースコール・車椅子対応身障者用トイレ・洗面所

## (3) 主な設備

設 備	室 数	面積 (一人あたりの面積)	備 考
食堂(一般棟)	1	50.48 m <sup>2</sup> ( 2.01 m <sup>2</sup> )	テレビ設置
食堂(認知棟)	1	112.43 m <sup>2</sup> ( 2.49 m <sup>2</sup> )	テレビ設置
機能訓練室	1	104.96 m <sup>2</sup> ( 1.08 m <sup>2</sup> )	歩行訓練階段他
浴 室	1	一般 46.45 m <sup>2</sup> 特別浴室 22.05 m <sup>2</sup>	特殊浴槽他
診察室		26.80 m <sup>2</sup>	
談話室 (一般棟)	1	22.95 m <sup>2</sup> ( 1.21 m <sup>2</sup> )	テレビ設置
談話室 (認知棟)	1	30.40 m <sup>2</sup> ( 0.51 m <sup>2</sup> )	テレビ設置
レクリエーション・ルーム	1	89.38 m <sup>2</sup> ( 1.27 m <sup>2</sup> )	テレビ設置
洗面所	24	20.5 m <sup>2</sup>	
トイレ	32	174.4 m <sup>2</sup>	ブザー、常夜灯設置

## (4) 通常の送迎の実施地域

唐津市、多久市
---------

## 5. 施設の職員体制 (\*注 介護老人保健施設における短期入所療養介護の場合)

職 種	人数 (人)	区 分				職務の内容
		常勤(人)		非常勤 (人)		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者 (医師)	1		1			職員総括管理・指導及び利用者の医学的対応
薬剤師	1			1		調剤・薬剤管理・服薬指導
看護職員	7	7	0			医師の指示による医療行為及びプランに基づく看護
介護職員	22	21		1		プランに基づく介護
支援相談員	2	1	1			相談窓口。レクリエーション計画指導及び市町村との連携他
理学療法士	3		3			医師や看護と協力し、リハビリ計画作成及びリハビリの実施・指導
作業療法士	2		2			
介護支援専門員	1	1				ケアプラン作成
管理栄養士	1		1			栄養管理・栄養ケアマネジメント
事務員	4		4			施設の事務
その他	1		1			設備管理他
調理員	日清医療食品(株)への外部委託					

## 6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長（医師）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	土日祝
薬剤師	非常勤（週10時間勤務）	
看護職員	日勤（8：30～17：30） 3名程度 夜勤（17：00～9：00） 1名	シフト制
介護職員	早出（7：00～16：00） 1名 日勤（8：30～17：30） 7名程度 遅出（11：00～20：00） 2名 夜勤（17：00～9：00） 2名	シフト制
支援相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	シフト制（日 は全て休暇）
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	
作業療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00） 常勤で勤務	土日祝
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	土日祝
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	日

## 7. 短期入所療養介護の内容と費用

### （1）介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

種類	内容
食 事	（食事時間）朝食8：00～8：30 昼食12：00～12：30 夕食18：00～18：30 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、週に1回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、言語聴覚士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
入 浴	毎日の入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴を用いての入浴を行います。

排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。シーツ交換は週1回

## イ 費用

原則として利用料金の1割または一定以上の所得のある方は2割、現役並みの所得のある方は3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、約款（別紙2）及び利用料金表に記載します。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

## 8. 利用料等のお支払方法（月払いの場合）

毎月、10日までに「7.施設サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書により請求いたしますので、月末までに指定の口座に振込み等によりお支払いください。

## 9. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	受付担当者	支援相談員  瀧上京子 古賀百花
	ご利用時間 ご利用方法	8：30～17：30 電話（0955-51-5222） 面接 ご意見箱（玄関に設置）

第三者委員や公的機関に於いても、苦情申し立てが出来ます。

第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山口 勝巳（連絡先：0955-63-2594）</li> <li>・徳光 弘江（連絡先：0955-63-2497）</li> </ul>
行政相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 連絡先：0952-23-2151</li> <li>・唐津市役所保健福祉部介護保険指定指導係 連絡先：0955-53-8021</li> <li>・佐賀県国民健康保険団体連合会 連絡先：0952-26-1477</li> </ul>

## 10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「老人保健施設 アメニティきゅうらぎ 消防計画」にのっとり対応を行います。
--------	--

避難訓練及び防災設備	別途定める「老人保健施設アメニティきゅうらぎ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	2箇所
	屋内消火栓	あり	自動火災報知機	あり
	ガス漏れ探知機	あり	誘導灯	あり
	カーテンは防災仕様のもを設置			
消防計画等	唐津消防署への届出防火管理者 : 事務長			

### 1.1. 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間10:30～16:30 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 ※状況により変更がありますので施設へご確認下さい。
外出	外出の際には、必ず行く先と戻られる時間を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	原則として敷地内禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

### 1.2. お客様へのお願い

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設の短期入所療養介護サービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者（乙）	住 所	佐賀県唐津市厳木町岩屋505番地
	事業者（法人）名	医療法人 平川病院
	事業所名 （事業所番号）	介護老人保健施設 アメニティきゅうらぎ 4151480029
	代表者名	施設長 岸川 正彦 印

説明者	職 名	支援相談員
	氏 名	印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設の短期入所療養介護サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（甲）	住所	
	氏名	印

代理人（選任した場合）	住所	
	氏名	印